

保有個人データに関する事項の公表等について

本土地改良区個人情報保護に関する規程第15条の規定により、保有個人データに関する事項を公表する。

平成28年5月24日
川西土地改良区

- 1 本土地改良区の名称
川西土地改良区
- 2 利用目的
本土地改良区定款第4条に規定する事業を円滑に実施するために利用する。
労働者等の個人情報は、事業等を実施する際の雇用管理のために利用する。
- 3 個人情報の保護に関する方針
 - (1) 法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱う。
 - (2) 苦情処理に適切に取り組む。
- 4 共同利用に関する事項
本土地改良区の個人データは、共同利用を行う。共同利用の概要は下記のとおり。
 - (1) 共同して利用する個人データの項目
氏名、住所、土地所有状況等の組合員名簿、土地台帳等の個人情報データベース等に記載されている事項
 - (2) 共同で利用する者の範囲
新潟県、十日町市農業委員会、新潟県土地改良事業団体連合会、農地保有合理化法人及び十日町農業協同組合
 - (3) 利用する者の利用目的
県・団体営土地改良事業、農地保有合理化事業、土地改良施設の維持管理及び元気な地域づくり交付金による農地情報整備支援の円滑な実施その他の地域農業の振興のため
 - (4) 個人情報の管理について責任を有する者の名称
川西土地改良区 個人情報保護管理者 事務局長
- 5 利用目的の通知又は保有個人データの開示等を求める場合の手続及び手数料
 - (1) 保有個人データの開示等を求める場合の手続
開示等の求めを行う旨及び求めの内容を記載した書面を本土地改良区理事長へ提出してください。
 - (2) 手数料
別表のとおり。
ただし、これにより難しい場合は実費を徴収するものとする。
- 6 第22条に規定する個人情報の取扱いに関する苦情の申出先
川西土地改良区 個人情報保護管理者 事務局長

<委託契約締結時に規定する必要のある条文>

委託者（土地改良区）を「甲」、受託者を「乙」とした参考該当条文

※ 再委託を禁止した条文のため、認める場合には再委託に係る条件等の条文が必要となる。

（個人情報に関する安全管理措置に関する事項）

第1条 乙は、この委託業務に関して知り得た個人情報（甲が提供した保有個人情報。以下、単に「個人情報」という。）の管理に関して、必要な措置を講ずるものとする。

（個人情報に関する秘密保持等の義務に関する事項）

第2条 乙及び当該業務に従事する者（従事していた者を含む。）は、この個人情報を当該委託業務の遂行に使用する以外に使用してはならない。なお、当該契約が終了した後においても同様とする。

（再委託の制限に関する事項）

第3条 乙は、この委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

（個人情報の複製等に関する事項）

第4条 乙は、委託業務を行うため、バックアップを行う場合又は作業を行うため、一時的に複製する場合以外は、個人情報を複製してはならない。

2 前項以外の場合は、事前に書面にて甲の承認を得なければならない。

（個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項）

第5条 乙は、個人情報について、漏えい等の事案が発生した場合には、速やかにこれを甲に報告するとともに、被害状況の把握及び被害の拡大防止等必要な措置を講ずるものとする。

（委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項）

第6条 乙は、委託業務が終了したときは、個人情報を直ちに甲に返却するものとする

2 第4条の規定により複製した個人情報については、消去又は廃棄を行うものとする。